



漁港漁場施設等における
災害及び事故発生時の調査測量設計業務等に関する基本協定書



沖 縄 県

一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会

漁港漁場施設等における災害及び事故発生時の調査測量設計業務等に関する基本協定書

沖縄県(以下「県」という。)と一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会(以下「建設会」という。)とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 項に規定される地震・津波・台風等による災害(以下「災害」という。)が発生又はそのおそれがある場合の応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)の実施について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、県の管理する公共土木施設等(以下「公共土木施設等」という。)における災害または事故時の応急対策業務等の実施に関し県が建設会に対して協力を求める際、建設会の社会貢献活動の一環として建設会に所属する賛助会員(以下「賛助会員」という。)が行う被災情報提供や保有する機材、技術者等の緊急出動等の活動により円滑な対応の支援に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(対象となる公共土木施設等)

第 2 条 この協定において対象となる公共土木施設等とは、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)第 3 条に定める公共施設のうち県が管理する次の施設(漁港、海岸)のうち政令で定める公共土木施設
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)第 2 条第 3 項に定める公共施設のうち県が管理する沿岸漁場整備開発施設
- (3) 漁港漁場整備法第 4 条第 1 項第 2 により整備された県が管理する魚礁施設
- (4) その他県が必要と認める施設

(対象となる災害及び事故)

第 3 条 この協定の対象となる災害及び事故は次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定により策定された沖縄県地域防災計画に基づき、沖縄県災害対策本部が設置された場合
- (2) 漁港または魚礁施設の破損事故あるいは海洋汚染事故またはそのおそれがある場合
- (3) その他前各号と同程度の災害又は事故で、県が建設会の協力が必要であると認めた場合

(応急対策業務等の内容)

第 4 条 県が建設会に協力を要請する応急対策業務等は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等の被害または事故状況の調査業務

- (2)応急対策工事に伴い必要となる調査測量設計業務
- (3)その他県が必要と認める業務

（協力体制の整備）

第5条 建設会は、県からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、協力体制を整備し、その内容を県に通知するものとする。

（協力要請）

第6条 県は、第4条の応急対策業務等を実施する必要があると判断し賛助会員の応援が必要であると認めるときは、建設会に対し応急対策業務等についての協力を要請することができるものとする。

2 建設会は、前項の協力要請があったときは、県に協力するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に基づく応急対策業務等を円滑に実施するため、県においては沖縄県農林水産部漁港漁場課長、建設会においては一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会賛助会会长（以下「賛助会会长」という。）を連絡責任者とする。

（応急対策業務実施者）

第8条 建設会は、県から協力要請があったときは、賛助会員の中から応急対策業務等を実施する者（以下「応急対策業務実施者」という。）を選定し、県に回答するものとする。

（応急対策業務等の指示）

第9条 応急対策業務実施者は、業務内容について県の指示を受けて応急対策業務等を実施するものとする。

（応急対策業務等の実施報告）

第10条 応急対策業務実施者は、応急対策業務等を実施したときは、当該業務の完了後速やかにその実施した内容を県に報告するものとする。

（費用の負担）

第11条 第4条に規定する応急対策業務等を実施した費用については県が負担するものとする。

（損害補償）

第12条 この協定に基づいた応急対策業務の実施に伴い、従事者が県又は建設会又は賛助会員の責めに帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合、建設会又は賛助会員は、その

事実の発生後遅滞なくその状況を県に報告し、その負担について、県及び建設会又は賛助会員で協議して定める。

2 この協定に基づいて応急対策業務等に従事した者(以下「従事者」という。)が当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償に係る手続きは、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)の適用がある場合は、従事者を雇用する賛助会員が行うものとする。ただし、同法の適用がない場合は、従事者の申請のもとに県又は建設会とで協議するものとする。

(細目協定)

第 13 条 この協定に基づく応急対策業務等の実施に関し必要な事項の細目については、別に定めるものとし、沖縄県農林水産部長と賛助会会長が協定を締結する。

(協定の効力)

第 14 条 この協定の有効期間は、締結の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 30 日前までに、県、建設会の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に 1 年間更新するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、県と建設会で協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、県と建設会で記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 3 月 24 日

沖縄県

沖縄県知事 玉城 康裕



一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会
会長 手登根 明

